

工事請負契約書（案）

1 件 名 沖縄県立芸術大学当蔵第2キャンパス受電設備真空遮断器等各資材

取替工事

2 場 所 沖縄県立芸術大学当蔵第2キャンパス

沖縄県那覇市首里当蔵町2丁目4番1

3 工 期 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 請負代金 ￥ —

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(￥ —)

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第

1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条

の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を

乗じて得た額である。

5 契約保証金 公立大学法人契約事務取扱規程第26条に基づき契約金額の100分10以上又は公立大学法人契約事務取扱規程第28条に基づき免除

6 特約事項 なし

上記の工事について、発注者(以下「甲」という。)と請負者(以下「乙」という。)は、
各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結
し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市首里当蔵町1丁目4番地
氏 名 公立大学法人沖縄県立芸術大学
理事長 波多野 泉

乙 住 所
氏 名

第1条 上記の契約に関して、乙は、この契約の条項のほか別冊の仕様書及び指示に従いこれを履行しなければならない。

第2条 乙は物件の引き渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲へ通知しなければならない。

第3条 乙は甲の行う検査に合格した後でなければ引き渡すことができない。検査に要する経費及び検査のため消費破損したものはすべて乙の負担とする。

2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は立ち会いをしないときは検査結果につき、異議を申し立てることができない。

第4条 乙は検査の結果、不合格と決定した部分は遅滞なく工事しなければならない。

第5条 甲は、工事が完了した後も工事の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、工事の成果を引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかった時は、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することが

できる。

ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

第6条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期間内に引き渡すことができない

ときは、その理由を詳記して期間延長の願い出をすることができる。

2 前項の願い出は、履行期間内にしなければならない。

3 甲は第1項の願い出が正当であると認めたときは、これを承認し第8条の違約金を免除することができる。

第7条 乙は、請負代金額が150万円以上の場合には、保証事業会社と契約書記載の工事完

成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内

にその超過額を返還しなければならない。

- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 6 甲は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第 7 条の 2 乙は、前条第 1 項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前条第 2 項の規定を準用する。

- 2 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲又は乙の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙の請求があったときには、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 前条第 3 項から第 6 項までの規定は、乙が中間前払金の支払を受けた場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「10 分の 4」とあるのは「10 分の 6」と、「前払金額」とあるのは「前払金額（中間前払金額を含む。）」と、「前払金」とあるのは「前払金（中間前払金を含む。）」と、同条第 4 項中「前払金額」とあるのは「前払金額（中間前払金額を含む。）」と、「10 分の 5」とあるのは「10 分の 6」と、同条第 5 項中「前払金」

とあるのは「前払金（中間前払金を含む。）」と読み替えるものとする。

第8条 乙は、第7条第3項（前条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定により受領済みの前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額（中間前払金額を含む。以下同じ。）の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

第9条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

第10条 甲は、検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 乙は、甲が前項に定める支払時期までに請負代金を支払わなかった場合、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に基づく遅延利息を甲に請求することができる。

第11条 乙は、履行期間内で引き渡ししないときは、遅滞日数に応じ未済部分の契約金額に対し、年2.5パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第12条 この契約履行について生ずる一切の障害は、乙が負担するものとする。

第13条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は中止させることができる。

第14条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保にてはならない。

第15条 乙は、この契約について、契約事項に明示されていない事項でも、施行上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

第17条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請けが数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等の契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第18条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。